

森林の土地を取得したときは届出が必要です

2026年4月～ 届出書に国籍等の記載が始まります



～森林の土地の所有者届出制度の概要～

詳しくは、所有者となった土地がある市役所・町村役場や、都道府県庁又は出先機関の林務担当までお問い合わせください。



なぜ届出が必要なのですか？

A

森林の所有者が分からないと、

- ① 行政が森林所有者に対して助言等ができない
- ② 事業体が間伐等をする場合に所有者に働きかけて森林を集約化し効率を上げられない

ことから、森林の土地の所有者の把握を進めるため、森林法に基づき、森林の土地の所有者届出制度が定められています。

また、**令和8年(2026年)4月から、届出書の様式が改正され、所有者となった方の国籍等を新たに記載していただくことになりました。**

なお、この届出により、森林の土地の所有権の帰属が確定されるものではありません。



適切に森林整備を推進！



どのような場合に届出が必要なのですか？

A

個人か法人かによらず、売買契約のほか、相続、贈与、法人の合併などにより、森林※¹の土地を新たに取得した場合に、事後の届出として森林の土地の所有者届出が必要です。面積の基準はありませんので、面積が小さくても届出の対象となります。

ただし、国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出※²を提出した場合には、森林の土地の所有者届出は不要です。

※1 都道府県が策定する地域森林計画の対象となっている森林です。登記上の地目によらず、取得した土地が森林の状態となっている場合には、届出の対象となる可能性が高いのでご注意ください。

※2 国土利用計画法に基づき、次の面積以上の土地の売買契約をしたときは事後届出が必要です。
市街化区域:2,000m² その他の都市計画区域:5,000m² 都市計画区域外:10,000m²



どのように届出を行うのですか？

A

所有者となった日から90日以内に、取得した土地がある市町村の長に届出を行います。相続の場合、財産分割がされていない場合でも、相続開始の日から90日以内に、法定相続人の共有物として届出をする必要があります。



届出書の提出



市役所・役場



森林所有者となった方は、立木の伐採を行う場合は市町村長に伐採及び伐採後の造林の事前届出、1ha超の林地開発(太陽光発電設備の設置を目的とする場合は0.5ha超)を行う場合は知事の許可が必要です(保安林では、立木の伐採等及び土地の形質の変更について、知事の許可等が必要です)。



どのような届出書を提出するのですか？

A

届出書の様式に記入のうえ、次の書類を添付して提出してください。

- ① その森林の土地の位置を示す図面(任意の図面に大まかな位置を記入)
- ② その森林の土地の登記事項証明書(写しでもよい)、又は、土地売買契約書、相続分割協議の目録、土地の権利書の写しなど、届出する方が権利を取得したことがわかる書類

森林の土地の所有者届出書					年 月 日
市町村長 殿					
次のとおり新たに森林の土地の所有者となつたので、森林法第10条の7の2第1項の規定により届け出ます					
1 所有権の移転に関する事項					
所有権移転年月日※1		年 月 日	所有権移転の原因※2 ☐ 売買 ☐ 相続 ☐ その他 ()		
全 て の 届 出 人 が 記 載	届出人である新所有者(譲受人、相続人等)		前所有者(譲渡人、被相続人等)		
	氏名(法人の場合は名称)		前所有者氏名(法人の場合は名称)		
	住所(法人の場合は本店の所在地)※3 〒 -		前所有者住所(法人の場合は本店の所在地) 〒 -		
	連絡先 ※3	電話番号 メールアドレス	※1 売買の場合は土地の引渡しの日、相続の場合は相続開始の日(被相続人の死亡の日)、相続に伴う遺産分割協議の終了の場合はその終了の日を記載		
	国籍等 ※4	☐ 日本国籍 ☐ 日本国籍以外(国名等:) ↳ ☐ うち、永住者又は特別永住者 ※5		※2 所有権移転の原因をレ印で選択。その他の場合は、贈与、会社の合併など具体的に記載	
届 出 人 が 法 人 の 場 合 の み 記 載	代表者	代表者の氏名(代表者が法人の場合は法人名)		※3 住所(法人の場合は本店の所在地)が国外の場合は、国内の連絡先を別紙で提出	
	国籍等 ※4	☐ 日本国籍 ☐ 日本国籍以外(国名等:) ↳ ☐ うち、永住者又は特別永住者 ※5		※4 法人の場合はその設立に当たって準拠した法令を制定した国についてレ印で選択及び記載	
	役員 ※6	☐ 日本国籍の者が役員等の過半を占める ☐ 日本国籍以外の同一国の者が役員等の過半を占める(国名等:) ☐ 上記のいずれにも該当しない ※8		※5 日本国籍以外で「永住者又は特別永住者」に該当する場合にレ印で選択(個人に限る)	
	議決権 ※7	☐ 日本国籍の者が議決権等の過半を占有 ☐ 日本国籍以外の同一国の者が議決権等の過半を占有(国名等:) ☐ 上記のいずれにも該当しない ※8		※6 持分会社の場合は業務を執行する社員について記載。それが法人である場合は※4と同様	
2 土地に関する事項					※7 議決権保有者が法人である場合は※4と同様
番	土地の所在場所 ※1 市町村名、大字、字 等 地番		面積(ha) ※2	持分割合 ※3	※8 役員又は議決権について、過半を占める国がない場合にレ印で選択
1					※1 一筆の土地ごとに記載。全ての筆を記載できない場合は、記載欄の形式に準じて別紙に記載 ※2 ヘクタール単位で小数第5位を四捨五入し、小数第4位まで記載 ※3 新たに所有者となつた土地について共有している場合、届出人の持分割合を記載
2					
3					
4					
5					
合計					
3 その他参考となる事項					
森林の土地の用途		☐ 森林として所有 ☐ 林地の開発(具体的には、) ☐ その他(具体的には、) ※ () には、林地の開発やその他の所有の目的(例: 住宅建築)を記載。			
森林の土地の境界		☐ 地籍調査済又は測量済 ☐ 未測量であるが境界は把握 ☐ 境界未把握、不明等			
備考					
注意事項					
1 新たに所有者となつた森林の土地について、その所在する市町村ごとに提出すること。					
2 規則第7条第2項に規定する次の書類を添付すること。 (1) 当該土地の位置を示す地図 (2) 当該土地の登記事項証明書その他の届出の原因を証明する書面					

林野庁のWeb
サイトにおいて
制度の紹介や、
届出書の様式・
届出書の入力を
支援するファイ
ルを公開してい
ます。



<https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/todokede/>

森林 所有者届



届出を出さないとどうなるのですか？

A

届出をしない、又は虚偽の届出をしたときは、10万円以下の過料が科されることがあります。

No!

無届

No!

虚偽届出

